

福 監 第 140 号
平成 28 年 6 月 21 日

各社会福祉法人代表者様

枚方市福祉部長

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

日頃より、本市福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項において、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」とされました。

今般、平成 28 年 6 月 1 日付けで「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（社援基発 0601 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長名通知）が発出され、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の趣旨や内容等が示され、厚生労働省より周知依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましても通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、積極的な取組をよろしくお願い申し上げます。

記

1 通知文書

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

（平成 28 年 6 月 1 日付社援基発 0601 第 1 号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

2 通知文書及び関係資料掲載ホームページURL

枚方市福祉指導監査課ホームページ

【社会福祉法人等への通知等】

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/shafuku-top/tuutibunsho.html>

枚方市福祉部福祉指導監査課 TEL 072-841-1467（直通） FAX 072-841-1322（直通） E-mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp
--